（監督局総務課信用機構対応室の所掌事務の特例）

第八条　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第十項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　略］

2　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第十項各号及び前項に掲げる事務のほか、令附則第三条第二項に規定する政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

（証券取引等監視委員会事務局証券検査官の設置期間の特例）

第九条　第二十三条第一項の証券検査官のうち二人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（監督局総務課信用機構対応室の所掌事務の特例）

第八条　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第八項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　略］

2　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第八項各号及び前項に掲げる事務のほか、令附則第三条第二項に規定する政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

（証券取引等監視委員会事務局証券検査官の設置期間の特例）

第九条　第二十三条第一項の証券検査官のうち二人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
外務大臣　河野　太郎
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭
防衛大臣　岩屋　毅

フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成二十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第1から様式第6までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、令第一号

文部科学省、経済産業省、

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行規則の一部を改正する命令

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和五十二年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「平成　　年」を「　　年」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、令第三号

文部科学省、経済産業省、

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、産業競争力強化法施行規則及び産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭